

桑折町歴史観光交流センター
歴史復元 AR 体験コンテンツ制作業務委託
仕様書

福島県桑折町

令和8年7月3日

第1章 総則

1. 業務名称

桑折町歴史観光交流センター歴史復元 AR 体験コンテンツ制作業務委託

2. 業務目的

桑折町（以下、「本町」という。）では、令和9年4月に開館する桑折町歴史観光交流センターの来場者及び桑折町を訪れる観光客に対し、新たな観光体験を提供する。町内に点在する3か所以上の主要な史跡（例：旧伊達郡役所、桑折宿、桑折西山城跡、半田銀山史跡公園 等）の往時の姿をAR（拡張現実）技術を用いて再現し、来訪者の歴史理解を促進するとともに、周遊観光の活性化を図ることを目的とする。

3. 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和9年2月26日までとする。

第2章 共通仕様

1. 業務内容

本業務の具体内容は、「第3章 特記仕様」によるものとする。

2. 業務実施体制の整備

(1) 実施体制の構築

①本業務を実施するにあたり、契約期間内で事業運営に支障が出ないよう、円滑な事業運営を行うことができる体制を整えること。

②体制を整えるにあたり、提案時にはARコンテンツ制作及び広報・マーケティングについての専門的な知識、技能、経験を有する人材を含めた人員体制を明らかにし、受託確定後は速やかに実施体制図を提出し、本町担当者から事前に合意を得ること。

(2) 実施計画の作成

受注者は契約締結後、速やかに全体スケジュールを作成し、本町の合意を得ること。

スケジュール作成にあたり、企画・コンテンツ内容の方向性のすり合わせを行うため、契約後及び制作・開発を行っている段階で、計3回以上、発注者に対して、画面イメージ等を用意し、確認を求めること。

(3) 進行管理

- ① 受注者は常に本町と連絡を密にするとともに、十分な協議のもと、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- ② 受注者は、業務監督者及び業務担当者を配置し、秩序正しい業務を行わせるものとし、このうち業務監督者は、業務全般を統括・管理するものとする。
- ③ 受注者は本町との定期的な打合せを実施し、業務の進捗状況を報告すること。

3. 納品物

本業務の納品物は次のとおりとする。

- (1) 「デジタルコンテンツ」一式
- (2) 制作した全データ（3DCGモデル、音声、デザインデータ等）
- (3) その他関係資料一式（操作マニュアル、保守運用マニュアル、保守体制表、各打合せの会議録等）

4. 知的財産等

- ① 本件に係り作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）は、受注者が本件の従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、桑折町が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て桑折町に帰属するものとする。
- ② 本件に係り発生した権利について、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作者としての権利を行使しないものとする。
- ④ 本件に係り作成、変更、更新されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続を行うものとする。この場合は、事前に桑折町へ報告し、承認を得るものとする。
- ⑤ 本件に係り第三者から権利利益（著作権、商標権等の知的財産権を含み、著作権については著作権法第27条及び28条に定める権利を含むが、これらに限ら

れない。以下同じ。)を侵害したこと等の通知を受けた場合は、速やかに桑折町に報告し、桑折町の指示に従い対応すること。

⑥本件に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら桑折町の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理するものとする。この場合、桑折町に係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

⑦桑折町は、受注者の責に帰する事由により損害を受けたときは受注者に対し損害の賠償を請求することができ、受注者はその損害を賠償すること。

5. 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、町と受注者の協議により決定するものとする。

6. 機密保持

(1) 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。(本業務終了後も同様とする。)

(2) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、桑折町の承諾なく、成果品(未完成の成果品を含む。)を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

7. 一括再委託の禁止

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は桑折町が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、第三者の商号又は名称その他必要な事項を桑折町に通知し、あらかじめ、桑折町の承諾を得なければならない。

8. 検査及び業務の完了

(1) 受注者は、業務を完了したときは遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、本町の検査を受けるものとする。

(2) 受注者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受注者は速やかにこれを修正しなければならない。

第3章 特記仕様

1. 業務内容

① デジタルコンテンツの企画・制作

(1) 桑折町歴史観光交流センターの来場者及び桑折町を訪れる観光客に対し、町内に点在する3か所以上の主要な史跡（例：旧伊達郡役所、桑折宿、桑折西山城跡、半田銀山史跡公園 等）の往時の姿をAR（拡張現実）技術を用いて再現し、来訪者の歴史理解を促進するとともに、周遊観光の活性化を促すデジタルコンテンツを企画し、制作すること。

(2) AR技術を用いることで、各史跡の指定されたビューポイントでアプリを起動し、カメラをかざすと、現実の風景に重ねてCGで制作された建物や人物等が表示されるものとし、その他ナレーションやイラスト、BGM等の補足によって、往年の人々の様子や、歴史的背景を学ぶことができるコンテンツにすること。

(3) 本事業は、各史跡をマップ上に表示させ各スポットにおいてカメラをかざすと、各所の往年の様子をCGで見ることができ、解説付きのコンテンツを制作するもの。なお、写真撮影が可能なコンテンツとする。

なお、令和9年度に第2弾として、各史跡を起点に町内周遊を促す機能（スタンプラリー、クイズ・謎解き、クリア特典としての町内商店クーポン提供等）の追加を別途予定している。第1弾の制作に当たっては、当該第2弾の機能追加が円滑に行えるよう、拡張性に配慮した設計とすること。なお、特典・景品（クーポンの原資等）に係る費用は本業務に含まない。

◎対象史跡と再現イメージ（例）

・旧伊達郡役所：

現存する建物の往時の姿（色合い、装飾など）を再現。
当時の会議の様子などを表示。

・桑折宿

現在は失われている建物や行き交う人々の様子を再現。

・桑折西山城跡：

現在は失われている城の建物（本丸、櫓、城門など）を原寸大で再現。
伊達植宗等が場内で会議する様子などを見られるようにする。

・半田銀山史跡公園：

鉱石を運ぶトロッコの様子や、人々が鉱山で働く様子を再現。

② コンテンツ仕様

ア Web アプリでの開発を基本とし、iOS/Android の両方の OS に対応させること。

イ Web サーバー等を利用したデジタルコンテンツを製作する場合、サーバー構築費や運用費、ドメイン発行料などサーバーに係る費用、アクセス解析等に係る費用は本業務委託に含むものとする。

ウ GPS 情報を活用したマーカーレス型を基本とし、必要に応じて特定の場所に設置したマーカー（看板など）を認識するマーカー型も組み合わせること。

※ア～ウに示した以外の仕様についても本町と受注者で協議のうえ可とする。

2. デジタルコンテンツの運用に係る支援

(1)本町からの操作方法に関する問い合わせや障害発生時の連絡受付、サポートなどデジタルコンテンツの運用に係る支援をすること。

(2)各 OS のアップデートに伴う対応や軽微な不具合の修正について対応可能な体制を整え、必要に応じて速やかに対応すること。

(3)業務完了日以降の継続的な保守業務は別途契約とする。

3. 留意事項

(1) 受注者は、業務の実施に際しては、関係法令を遵守する。

(2) 提案した事業が正式に決定された後、速やかに具体化できる提案とすること。

(3) 本業務に要する経費については仕様に定められているものを除き、作成に伴う費用、検証費用等、必要と思われる一切の費用を含めて見積もるものとする。

(4) 企画提案に要する費用は、すべて提案者が負担するものとする。

(5) 本仕様書に記載のない事項については、本町と受注者で協議のうえ決定するものとする。